

災害時における被災した住宅の応急修理および障害物の除去に関する協定書

滋 賀 県

滋賀県建築組合

災害時における被災した住宅の応急修理および障害物の除去に関する協定書

(趣 旨)

第1条 この協定は、滋賀県地域防災計画に基づく災害時における被災した住宅の応急修理（以下「応急修理」という。）および被災した住宅の障害物の除去（以下「障害物の除去」という。）の実施に関して、滋賀県（以下「甲」という。）が滋賀県建築組合（以下「乙」という。）に協力を求めるに当たって必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 応急修理 災害救助法（昭和22年法律第118号）第4条第1項第7号に規定するものをいう。
- (2) 障害物の除去 災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第2条第2号に規定するものをいう。
- (3) 応急修理業者 乙の組合員であつて応急修理を行おうとする者をいう。
- (4) 障害物の除去業者 乙の組合員であつて障害物の除去を行おうとする者をいう。

(要請の手続)

第3条 甲は、応急修理および障害物の除去の実施に当たっては、被災後速やかに、住宅の被災状況、応急修理および障害物の除去の実施方針その他必要な事項を乙に連絡し、協力要請を行うものとする。なお、緊急の場合は、電話等により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

(協 力)

第4条 乙は、前条の要請があったときは、被災後も対応可能な応急修理業者および障害物の除去業者のあつせんその他必要な協力について、可能な限り協力するものとする。

(応急修理および障害物の除去)

第5条 応急修理業者は、甲（甲が応急修理を市町長に委任した場合は、当該市町長。次条において同じ。）の指示に従い応急修理を行うものとする。

2 障害物の除去業者は、甲（甲が障害物の除去を市町長に委任した場合は、当該市町長。次条において同じ。）の指示に従い障害物の除去を行うものとする。

(費用の負担)

第6条 応急修理業者および障害物の除去業者が前条の応急修理および障害物の除去に要した費用（別途定める限度額の範囲内に限る。）は、甲が負担するものとする。

(連絡窓口)

第7条 この協定の業務に関する連絡窓口は、甲においては滋賀県土木交通部
住宅課、乙においては滋賀県建築組合とする。

(名簿の提供)

第8条 乙は、応急修理および障害物の除去に係る業務担当者名簿および乙の組合員（応急修理および障害物の除去を行うことができる者に限る。）の名簿を毎年1回甲に提供するものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から、1年間とする。ただし、この協定の有効期間が終了する1か月前までに、甲乙いずれからも文書による協定終了の意思表示がないときは、更新されたものとし、以降もまた同様とする。

(協議)

第10条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度甲乙協議のうえ定めるものとする。

(適用)

第11条 この協定は令和7年12月24日から適用する。

この協定を証するため、本書を2通作成し、甲および乙が署名の上、各自その1通を保有する。

令和7年12月24日

甲 滋賀県大津市京町四丁目1番1号

滋賀県知事 三日月 大造（署名）

乙 滋賀県大津市中央三丁目3番29号

滋賀県建築組合
組合長 富田 忠夫（署名）